

第2回 南丹市権利擁護・成年後見センター
運営委員会
議 事 録

南丹市権利擁護・成年後見センター運営委員会事務局
(南丹市福祉保健部福祉相談課)

令和2年度第2回 南丹市権利擁護・成年後見センター運営委員会 議事録

開催年月日 令和2年9月30日(水)午後2時～

開催場所 南丹市役所 4号庁舎 2階会議室

委員の総数及び出席者数及び出席者数並びにその氏名

(1) 委員の総数 5名

(2) 出席者数 5名

(3) 出席委員(敬称略)

役職	氏名	選出区分	備考
委員長	松田 めぐみ	京都弁護士会	きさらぎ法律事務所
副委員長	上田 浩平	成年後見センター・リーガルサポート 京都支部	上田司法書士事務所
委員	大釜 訓	京都社会福祉士会	げんてん社会福祉士共同事務所
委員	若井 淑子	学識経験者	南丹市社会福祉協議会 生活相談課
委員	船越 由美	学識経験者	京都中部総合医療センター 地域医療連携室

(4) オブザーバー(敬称略)

氏名	備考
今井 昭二	京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター
坂田 徹	京都府社会福祉協議会 福祉部長
奥村 彰浩	京都地方・家庭裁判所園部支部 主任書記官兼庶務課長
関 卓也	京都家庭裁判所 後見センター 主任書記官

(5) 事務局

福祉相談課 橋本課長、西村課長補佐、中西課長補佐、岩本主事、林相談支援員

1 開会

2 委員長あいさつ

委員長を務めさせていただいております、弁護士の松田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

3 センターの位置づけについて（確認）

【事務局】

前回、今年度の事業計画を承認いただきました。今後は、中核機関設置に向けて具体的な協議となります。協議事項に入る前に、現在のセンターの位置づけについて、再度確認させていただきます。

南丹市の権利擁護・成年後見センターは直営で設置し、センターだけが独立した形ではなく、福祉相談課内に設置しています。

福祉相談課としての役割もありますので、生活困窮・後見に関する相談、複合的な課題に対する調整など、相談内容により課内で役割分担をしながら柔軟に動ける体制づくりを進めているところです。

国は、「全国どこでも制度の利用を希望される方が、どこでも相談できる体制づくり」として成年後見制度の利用を促進する中核的な役割を担う機関の設置を推進していますが、本市におきましても、その第一歩として、相談体制を整えるところを手始めに、今年度センターを設置いたしました。

中核機関の役割は、大きくとらえると専門職による専門的助言等の支援の確保、地域連携のネットワークの構築、後見人支援に関することです。専門職の助言支援の確保につきましては、既に昨年度からお世話になっております。今後は、協議会の持ち方、後見人支援、市民後見人に関することについて、今後運営委員会で協議いただきたいところです。

また、オブザーバーの皆さまからも他市の状況も含めて情報提供・助言をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

4 協議事項

(1) スケジュールの確認

【事務局】

中核機関の検討につきまして、今回の運営委員会で中核機関の役割と、関係機関・団体とどのような連携体制になるのかなどのイメージを、運営委員会のなかで共有できればと考えております。既に、直営でセンターを設置していますので、この体制で中核機関への引き上げを考えています。今後は、中核機関の3つの機能「司令塔機能」「事務局機能」「進行管理機能」の考え方を南丹市としてはどのように持つのかなど、考え方を整備していきたいと思っております。

もう一つは、協議会の設置につきまして、どのような形での設置が良いのかを考えていき、令和4年度には中核機関が設置できるように、事務手続きに関しては令和4年3月までに終えて設置という形を目指していきます。

南丹市は、市民後見人候補者の養成が終了しておりますが、後見活動に対するバックアップ体制の整備などの地固めができておりません。この支える仕組みづくりを令和3年度内をめどに固めていきたいと考えております。関連した取り組みとしては、今年度中に専門相談を立ち上げ、市民・支

援者からの専門職への相談体制を整えます。

【委員長】

事務局からの説明に関しまして、委員の皆様からご意見はありませんか。

※委員より質疑なし

(2) 運営委員(3士)への相談体制について

【事務局】

前回の運営委員会でも少し投げかけをさせていただいておりましたが、急を要する場合の相談体制につきまして相談させていただきたいと思います。

他市の状況をお聞きしたところ、運営委員会を待たずに相談したい案件が上がってきた場合、代表の委員に投げかけをされ、そこで3士の助言をいただくなどの仕組みを作られているところもあると聞いております。

本市も4月から判断に悩むことがあり、A委員に直接相談をさせていただき、対応した案件がありました。このことを踏まえ、運営委員会の仕組みとして形を作っていくことが必要だと考えています。センターの独断での判断にならないような相談体制の確保は必須であると感じています。

どのような形であれば、3士の先生方にご協力いただけますでしょうか。ご検討をお願いいたします。

【委員長】

事務局からの提案に関しまして、委員の皆様からご意見はありませんか。

【A委員】

Zoomは移動の時間が省け、画面越しで顔を合わせながらできるので、活用できればいいのかと考えています。時間を合わせないといけないので、どうしてもない時はメールでの問い合わせになるかと思いますが、返事に数日かかることもありますので、その点はZoomの会議が良かったと考えています。

【B委員】

Zoomは時間調整ができれば便利だと思います。ただ、気になるのがセキュリティー面です。私も素人のため、絶対ダメとも大丈夫とも言えません。

【C委員】

基本的に前委員と同じ意見ですが、3士会側の意見としては、特に弁護士会側で成年後見制度の利用促進に関わっている弁護士が限られていることもあり、これを増やしていかなければならない状況で、Zoomだと勉強したい弁護士も参加してどういうことをやっているのか見ることができると、こちら側の教育体制を整える面でもありがたいのではないかと思います。

【事務局】

対応が急がれる時は、進め方も変わってくると思います。その時にセンターから3者にそれぞれ意見をいただくか、代表1名に意見をいただくのがよいか、どちらのほうがよろしいでしょうか。

【委員長】

事務局からの提案に関しまして、委員の皆様からご意見はありませんか。

【A 委員】

誰かこの人、と決めて集中すると、時間的な問題もあるかと思います。

【B 委員】

緊急対応の質問はどのぐらいの頻度でありますか。

【事務局】

この1カ月で2件です。

【B 委員】

それでは、3者にメールしていただくのがよいかと思います。

【C 委員】

そうですね。最初に回答した人が誰になるかわかりませんが、その回答に対して「それでいいと思います」など答える形。共有メールのほうが全員が共有できるのではないかと思います。

【D 委員】

それぞれが、別々の真反対の意見をいただいた場合は、それぞれの回答にまた回答を重ねていくといったイメージでしょうか。

【A オブザーバー】

確認メールなのか、急いでいるメールなのか、いつまでに回答をいただきたいというケースならば、例えばメールの表題に状況を一文入れるなど明確にしておけば、期日などもはっきりするため、メリハリをつけて行うことができると思います。

(3) センター事業について

「市民後見人養成講座修了者フォローアップ研修について」

【事務局】

当初1日で計画をしておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮し、半日で本年度は開催いたします。事後報告となってしまう申し訳ありません。また、前回の協議で社会福祉協議会の法人後見支援員に登録されている方は別でまた研修会を開催予定としておりましたが、前年度同

様協力し合って実施することとなりました。

「専門相談について」

【事務局】

前回の会議で助言いただきましたとおり、弁護士会・司法書士会に相談させていただきました。
時間設定が休み時間のない、かなりタイトな設定となっておりますが、今年度実際に運用しまして、次年度は検討したいと考えております。
それぞれの士会からは、この相談枠を利用して、ケース会議に入っていただくことも可能であると
お聞きしておりますので、必要があればお願いしたいと思います。

【委員長】

事務局からの提案に関しまして、委員の皆様からご意見はありませんか。

【A 委員】

相談時間の設定で休憩時間の設定を設けなかったとのことですが、特にいらないかと思えます。
区役所での無料法律相談は2時間で20分ずつ続き、次から次へと来られます。20分の相談で一
通りアドバイスをしないといけないので、記録を取る時間がなく、全員が終わってから、多いときは
8人分を記録し提出しています。
あってもいいかと思えますが、利用があまりないなら必要ないのではないかと思います。

【事務局】

30分丁度として、時間になれば職員が「終了です」と声をかければよいでしょうか。

【A 委員】

そこまで厳密にするかは、南丹市の考えではないかと思えます。確実に終わらないといけない相
談機関もあります。それは、一般相談のため、福祉に特化した相談ではないですが。

【事務局】

お知らせなんたんにて、11月分から専門相談の広報を開始しました。

【B 委員】

中止の判断はいつ時点でされますか。

【事務局】

1週間前に中止の判断をします。それまでに予約がない場合は中止させていただくことでご了解
はいただいております。

【C 委員】

担当する弁護士会・司法書士会の相談員はどのように選出されますか。

【事務局】

弁護士会・司法書士会に依頼を出させていただきましたところ、調整をかけますと返事をいただいております。

【C 委員】

病欠の場合はどうされますか。

【事務局】

会でそこは調整いただくことは出来ないでしょうか。

そこのところを確認しておきます。そこまで思いが至りませんでした。ありがとうございます。

「市長申立対応報告、個別ケース相談について」

《議事録 非公開》

【委員長】

以上をもちまして議事は終了しましたので、これで本日の協議事項を終わらせていただきます。ご協力をいただきありがとうございました。

閉会あいさつ 上田副委員長